

# 神戸市民病院機構における医療事故等の公表について

## 1. 目的

神戸市民病院機構では、これまでも患者の生命と人権を守り、安全で質の高い医療を目指し、医療事故等防止のために様々な取り組みを実施している。今後とも市民が安心して医療を受けられるために

- ・病院運営の透明性を高め、医療への信頼を確保する
- ・院内、院外への情報提供の場として、さらなる事故等防止を図っていく

ために、医療事故等についての公表基準をさだめ、それに基づき適宜公表を行うものとする。

また、その際、透明性を一層高めるとともに、医療安全に関して専門的視点から検討を行い、安全管理体制の向上を図るために、外部委員（市民病院群以外の医療関係者、弁護士）の参加を求めて検討を行うものとする。

## 2. 用語の定義【医療事故】

本公表基準においては、患者が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものを除き、医療にかかる場所で医療の全過程において発生した患者に傷害を及ぼした事象を医療事故といい、このうち、医療側に過失がある場合を、医療過誤という。

## 3. レベル区分

レベル	態 様
A	事故等のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合。
B	事故等のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合。
C	事故等が死因となる場合。（原疾患の自然経過によるものを除く）

## 4. 公表の基準及び公表の内容

### (1) 個別公表

レベルBまたはCに該当する医療事故のうち、医療過誤と判断される事案（但し、レベルBについては重大な過失があると判断されるもの）については、すみやかに病院長が公表する。

に該当しない過失が認められない事案についても、社会的影響の大きい事項等については、病院長の判断により公表するものとする。

公表内容は、患者さん及びご家族等のプライバシー・人権に配慮しながら、原則として

）概要

日時、場所、発生状況とそれに至った経緯、その後の対応

）今後の対策

）その他必要と思われる事項 とする。

## （２）包括公表

個別公表の対象となった案件を除き、医療事故のうち、医療過誤と判断される事案及び 過失は認められないが社会的影響の大きい事案については、概要（発生年月、場所、内容）、今後の対策、その他必要な事項を公表する。

## ５．公表に当たっての患者さん及びご家族等の同意

公表について、患者さんまたはご家族等に対し事前に十分説明を行い、同意を得るよう努めるものとする。

ただし、公表について患者さん及びご家族等の同意が得られない場合においても、医療事故等公表の目的を踏まえ、患者さん及びご家族が特定・識別されないよう、個人情報保護に最大限の配慮を行いつつ、事案の内容について、一定の範囲（発生年月、場所、領域〔例：薬剤に関連する事故〕等）で、原則公表するものとする。

## ６．公表の時期

### （１）個別公表

病院長が事案発生後すみやかに原因究明に努め、医療の過程における過失があると判断した場合には、すみやかに公表する。

### （２）包括公表

四半期（３ヶ月）ごとに公表する。

### （３）病院のホームページによる公表

医療安全対策など医療安全管理にかかる情報については、年度毎に、各病院のホームページに掲載する。